



## 5. 犯罪被害者支援業務

---

## 5-1 平成25年度における業務の概況

### (1) 法テラスの犯罪被害者支援

法テラスでは、犯罪被害者やそのご家族等が、必要な支援を受けることができるように、被害後の状況やニーズに応じて、さまざまな支援情報を提供している。また、要望に応じて犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介するとともに、一定の要件に該当する方には、弁護士費用等の援助制度、日本弁護士連合会による犯罪被害者法律援助制度等を案内するなど、犯罪被害者やご家族等を複数の制度によってサポートしている。平成25年度は、精通弁護士紹介件数が1,330件（前年度比31.3%増）となり、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の数とともに、前年度より大幅に増加した。

被害者等が刑事裁判に参加する場合について、被害者参加人のための国選被害者参加弁護士に関する手続を行うほか、平成25年12月からは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等へ旅費、日当及び宿泊費を支給する業務も行っている。

### (2) 新たな支援業務の開始

平成23年3月に閣議決定された第2次犯罪被害者等基本計画では、法テラスが検討すべき課題として以下の2点があった。

- ① 被害者参加人への旅費等の支給（参加人旅費等支給）と被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和
- ② 損害賠償請求訴訟等の準備及び追行の過程で、代理人である弁護士等がカウンセラー等を犯罪被害者等との打合せに同席させるための経費の公費負担

参加人旅費等支給については、最高裁、法務省と協議を重ね、平成25年12月から業務を開始した。

カウンセラー同席費用の公費負担については、法務省及び関係機関との協議を経て、民事法律扶助制度の中でカウンセラー等の同席費用を立て替えることとし、平成26年4月からの運用開始に向けた整備を行った。

### (3) 職員研修等の実施

平成25年度犯罪被害者支援業務担当職員研修では、ストーカー被害の国選被害者参加弁護士として取り組んでいる弁護士による講義を取り入れた。また、臨床心理士による二次的被害の防止等に関する講義、被害者への支援態勢を長期的に充実、安定させるために、支援する職員が二次受傷（被害者の語る内容や被害者が遭遇した外傷体験を聞くことで、支援する側が精神的に傷つくこと）の知識と対策を身に付けることができるよう取り組んだ。

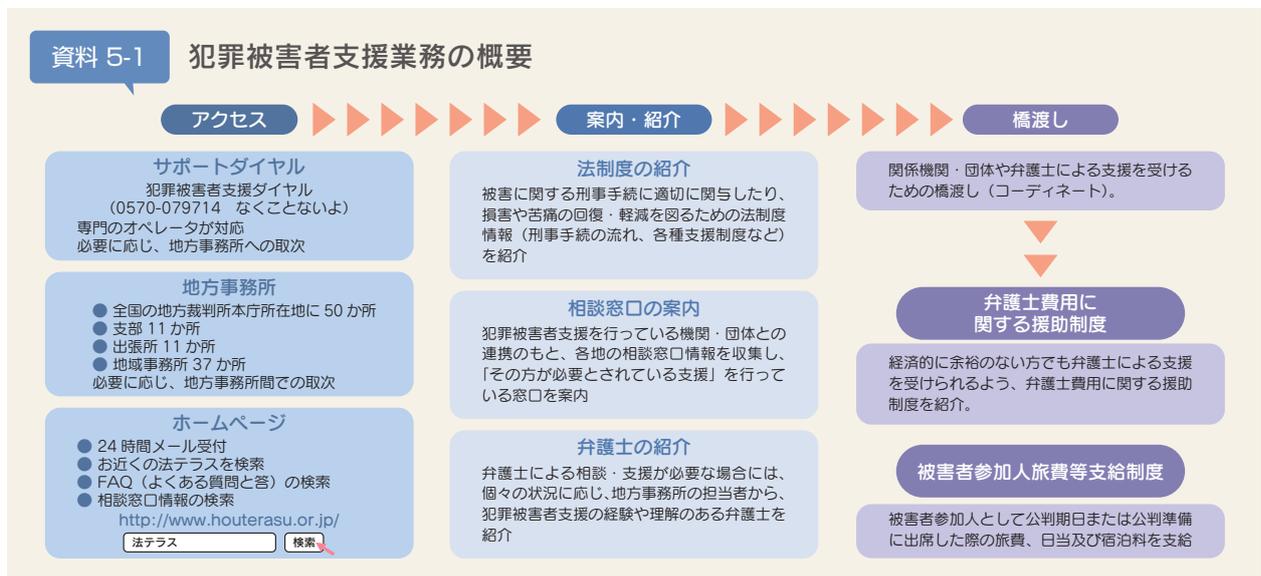
今後も各地で関係機関によって開催される犯罪被害者支援員養成研修や講演会等にも参加することで、犯罪被害者支援業務を担当する職員の知識とスキルの向上を図り、多種多様な事案に細やかな対応ができる態勢を整える。

# 5-2 犯罪被害者支援業務

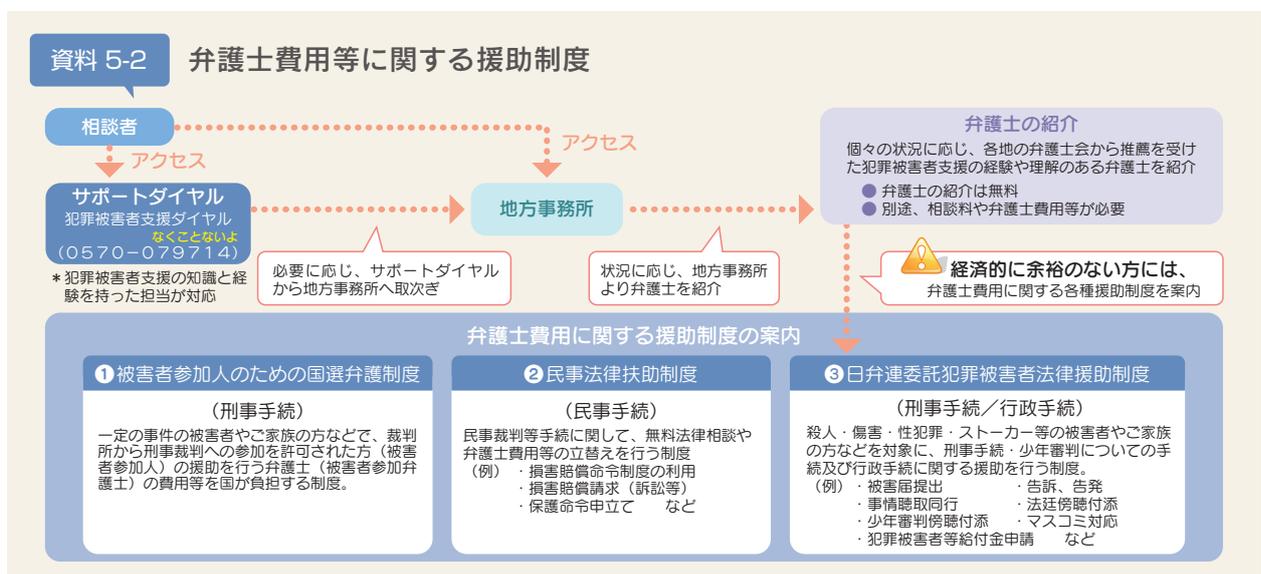
## (1) 犯罪被害者支援業務等の概要

法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援を受けられるように、次の業務を行うものである。

- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次等）
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- (エ) 被害者国選弁護関連業務（後記5-3で詳述する）
- (オ) 被害者参加旅費等支給業務（後記5-4で詳述する）



また、経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する方は、資料5-2①～③の弁護士費用等に関する援助制度の対象となる。



## (2) サポートダイヤル（犯罪被害者支援ダイヤル）

### ア お問合せ件数

サポートダイヤルには、一般ダイヤルの電話番号「0570-078374（おなやみなし）」のほか、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設けている。犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えないように被害者等の心情に配慮しながら、情報提供を行っている。

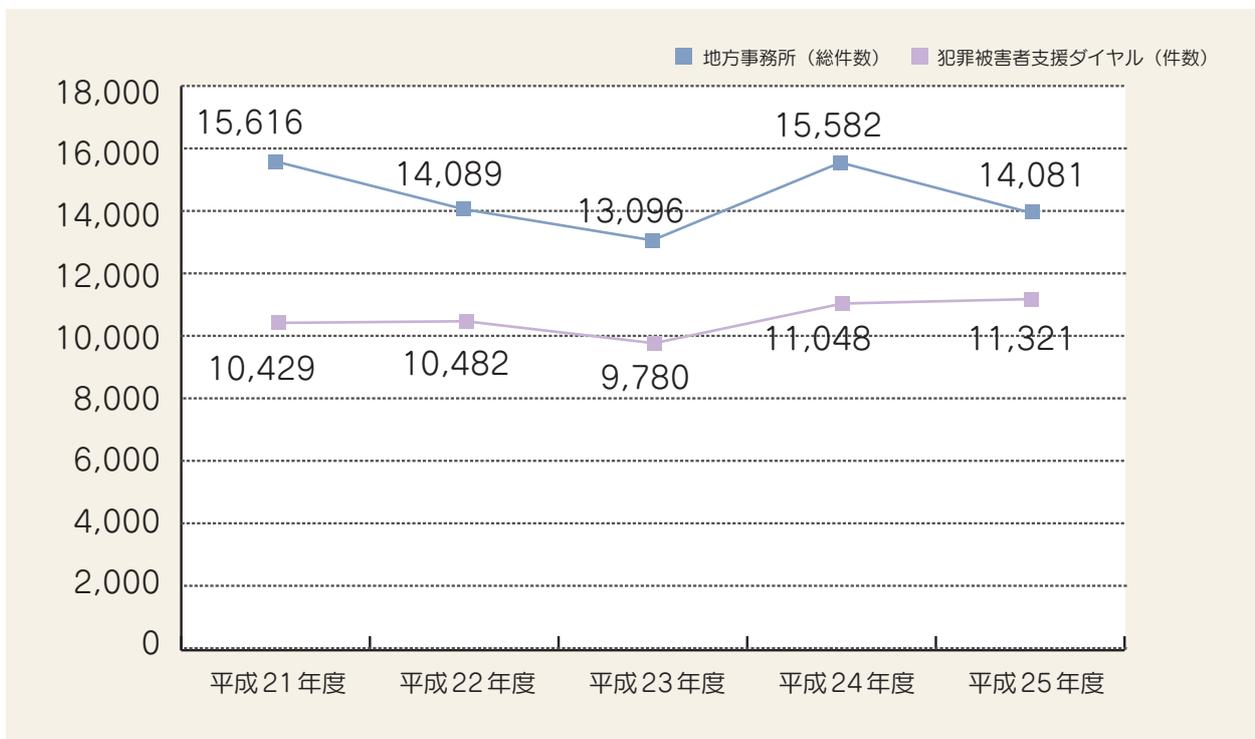
年度ごとのお問合せ件数は資料5-3のとおりである。平成23年度はサポートダイヤルの移転と東日本大震災の影響もあり減少したものの、平成24年度、同25年度と続けて増加傾向にある。業務開始からのお問合せ件数は計71,576件となった。

資料 5-3 犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所におけるお問合せ件数の推移

お問合せ対応実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
犯罪被害者支援ダイヤル（件数）	10,429	10,482	9,780	11,048	11,321
地方事務所（総件数）	15,616	14,089	13,096	15,582	14,081

【参考】 業務開始(平成18年10月)～平成25年度末

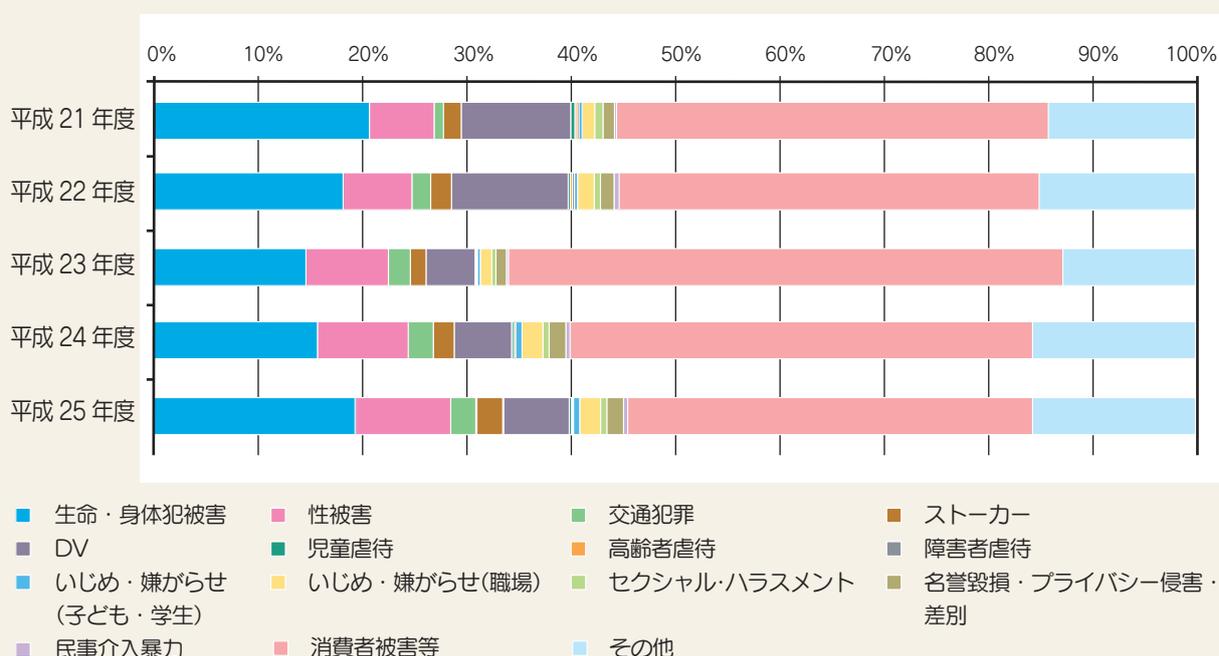
犯罪被害者支援ダイヤル（件数）	71,576 件
地方事務所（総件数）	92,883 件



## イ お問い合わせ内容

平成25年度におけるお問い合わせ内容の内訳は、資料5-4のとおりである。生命・身体犯被害が最も多く、全体の18.4%を占めている。また、ドメスティック・バイオレンス（DV）及びストーカー被害については、いずれも平成23年度から継続して増加傾向にある。一方で、近年消費者被害に関するお問い合わせは減少している。

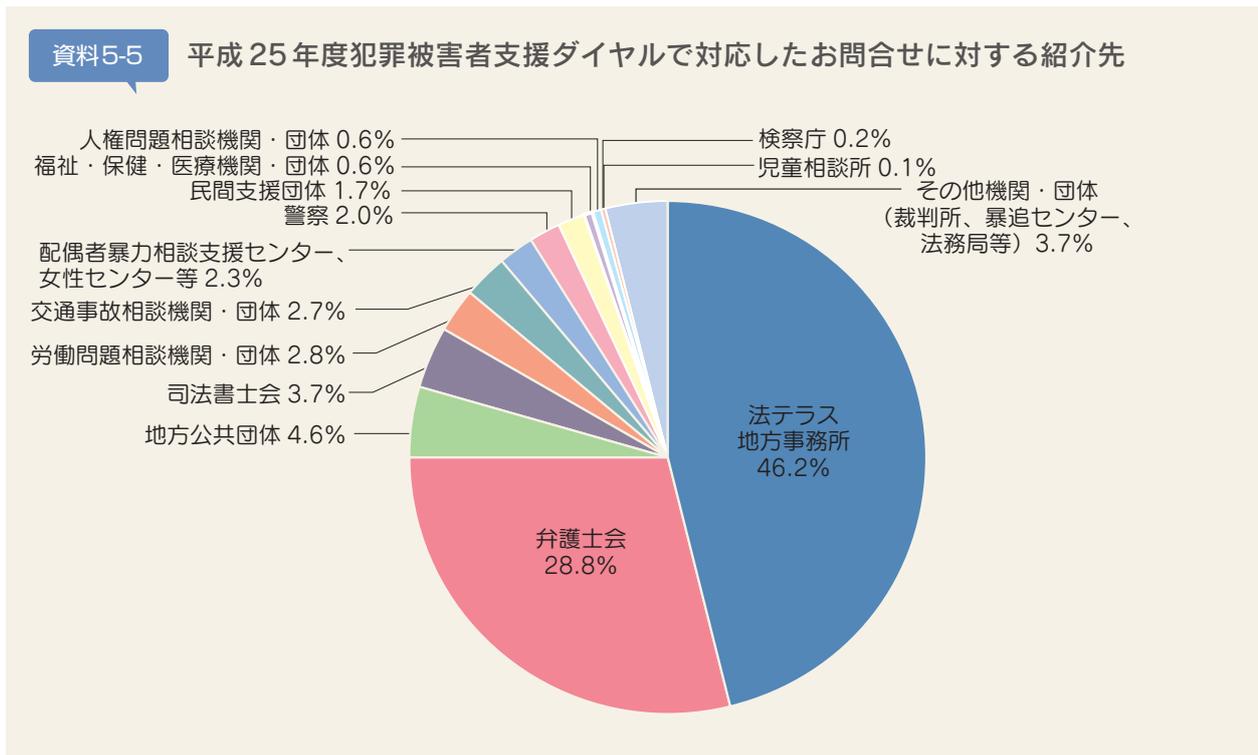
資料5-4 犯罪被害者支援ダイヤルで対応したお問い合わせ内容の内訳の推移



年度	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	名誉毀損・プライバシー侵害・差別	民事介入暴力	消費者被害等	その他	計
平成21年度	20.7%	6.2%	0.9%	1.7%	10.5%	0.4%	0.2%	0.3%	1.2%	0.8%	1.1%	0.2%	41.7%	14.1%	100.0%	
平成22年度	18.2%	6.6%	1.8%	2.0%	11.2%	0.2%	0.2%	0.3%	1.6%	0.6%	1.3%	0.5%	40.5%	15.0%	100.0%	
平成23年度	14.6%	7.9%	2.1%	1.5%	4.7%	0.1%	0.1%	0.0%	0.3%	1.1%	0.4%	1.0%	0.2%	53.3%	12.7%	100.0%
平成24年度	15.7%	8.7%	2.4%	2.0%	5.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.6%	2.0%	0.6%	1.6%	0.4%	44.5%	15.6%	100.0%
平成25年度	18.4%	9.5%	2.9%	3.0%	8.0%	0.3%	0.2%	0.1%	0.9%	1.9%	0.5%	1.6%	0.3%	37.1%	15.3%	100.0%

ウ 紹介先

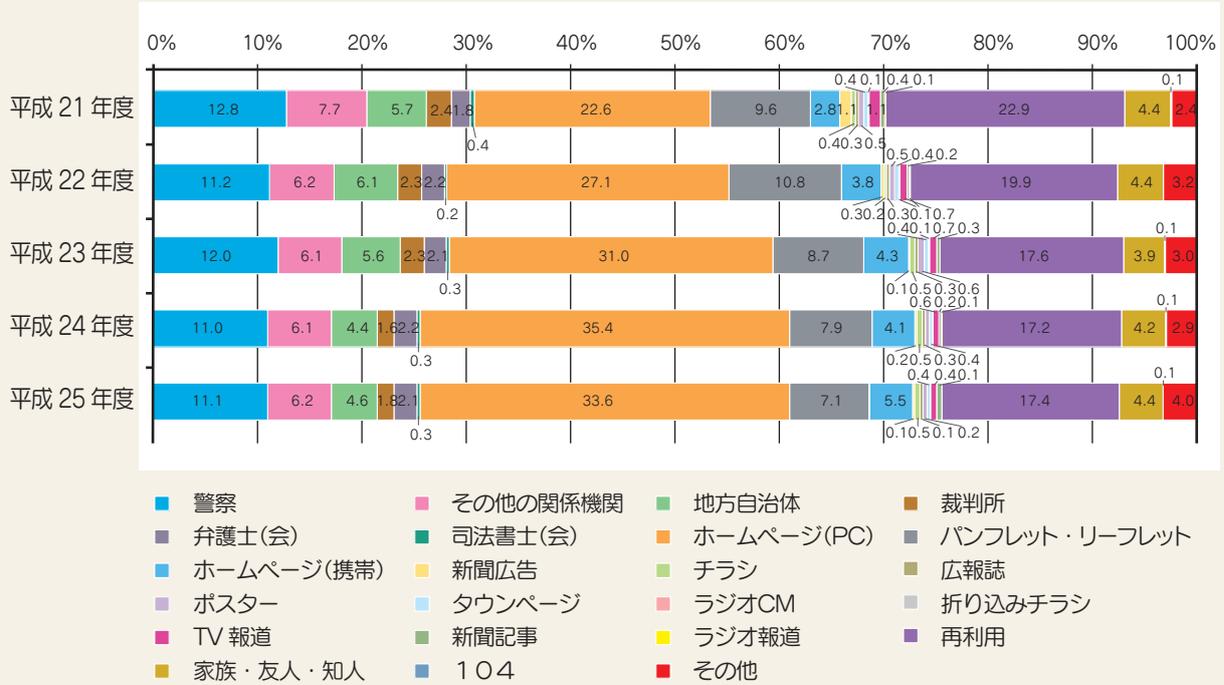
平成25年度における犯罪被害者支援ダイヤルで対応したお問合せに対する紹介先は、資料5-5のとおり、法テラス地方事務所が46.2%と約5割を占めており、次いで弁護士会が28.8%となっている。このほか、お問合せ内容に応じて、地方公共団体、司法書士会、裁判所、法務局、警察、労働問題相談機関、交通事故相談機関、配偶者暴力相談支援センター等を紹介している。



エ 認知媒体

平成25年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体は資料5-6のとおりである。ホームページ及びパンフレット等の広報物が約50%を占め、警察、地方自治体、弁護士会など関係機関を通じて法テラスを知る場合が約25%となっている。ホームページをみてお問合せをいただく割合が継続して30%を超えており、わかりやすい言葉で情報を掲載するように取り組んでいる。

資料5-6 犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体の推移



認知媒体	警察	その他の関係機関	地方自治体	裁判所	弁護士(会)	司法書士(会)	ホームページ(PC)	パンフレット・リーフレット	ホームページ(携帯)	新聞広告	チラシ	広報誌
平成21年度	12.8%	7.7%	5.7%	2.4%	1.8%	0.4%	22.6%	9.6%	2.8%	1.1%	0.4%	0.3%
平成22年度	11.2%	6.2%	6.1%	2.3%	2.2%	0.2%	27.1%	10.8%	3.8%	0.3%	0.2%	0.3%
平成23年度	12.0%	6.1%	5.6%	2.3%	2.1%	0.3%	31.0%	8.7%	4.3%	0.1%	0.5%	0.3%
平成24年度	11.0%	6.1%	4.4%	1.6%	2.2%	0.3%	35.4%	7.9%	4.1%	0.2%	0.5%	0.3%
平成25年度	11.1%	6.2%	4.6%	1.8%	2.1%	0.3%	33.6%	7.1%	5.5%	0.1%	0.5%	0.1%

認知媒体	ポスター	タウンページ	ラジオCM	折込チラシ	TV報道	新聞記事	ラジオ報道	再利用	家族・友人・知人	104	その他	合計
平成21年度	0.5%	0.4%	0.1%	0.0%	1.1%	0.4%	0.1%	22.9%	4.4%	0.1%	2.4%	100.0%
平成22年度	0.5%	0.4%	0.0%	0.1%	0.7%	0.2%	0.1%	19.9%	4.4%	0.0%	3.2%	100.0%
平成23年度	0.6%	0.4%	0.0%	0.1%	0.7%	0.3%	0.0%	17.6%	3.9%	0.1%	3.0%	100.0%
平成24年度	0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%	0.2%	0.1%	17.2%	4.2%	0.1%	2.9%	100.0%
平成25年度	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.4%	0.1%	0.0%	17.4%	4.4%	0.1%	4.0%	100.0%

### (3) 地方事務所

各都道府県の地方事務所では、電話及び面談による情報提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士との紹介及び後述の被害者国選弁護関連業務を行っている。

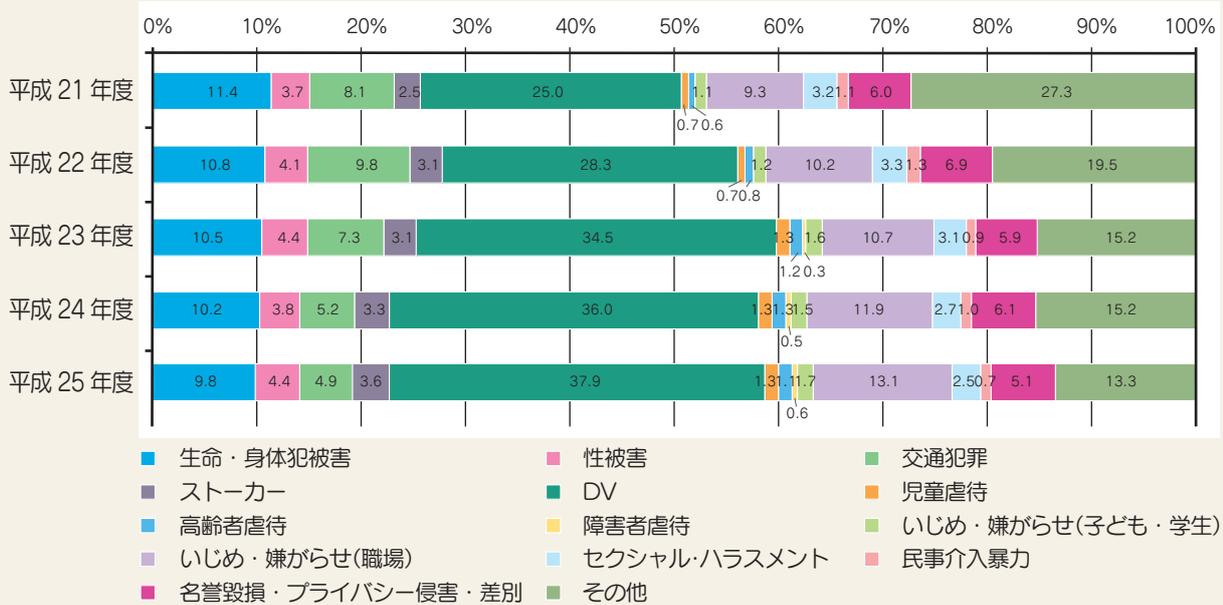
#### ア お問合せ件数

「犯罪被害・刑事手続等」に関するお問合せ件数は、前掲資料5-3のとおりである。地方事務所ごとに広報活動を工夫するとともに、関係機関との連携を通じて業務の認知度向上に取り組んでいる。業務開始以降のお問合せ件数は計92,883件となった。

#### イ お問合せ内容

平成25年度におけるお問合せ内容の内訳は資料5-7のとおりである。内訳ではDVの相談が最も多く、全体の37.9%となっている。また、いじめ・嫌がらせの相談が継続して増加していることも近年の傾向である。

資料5-7 地方事務所に対応したお問合せ内容の内訳の推移

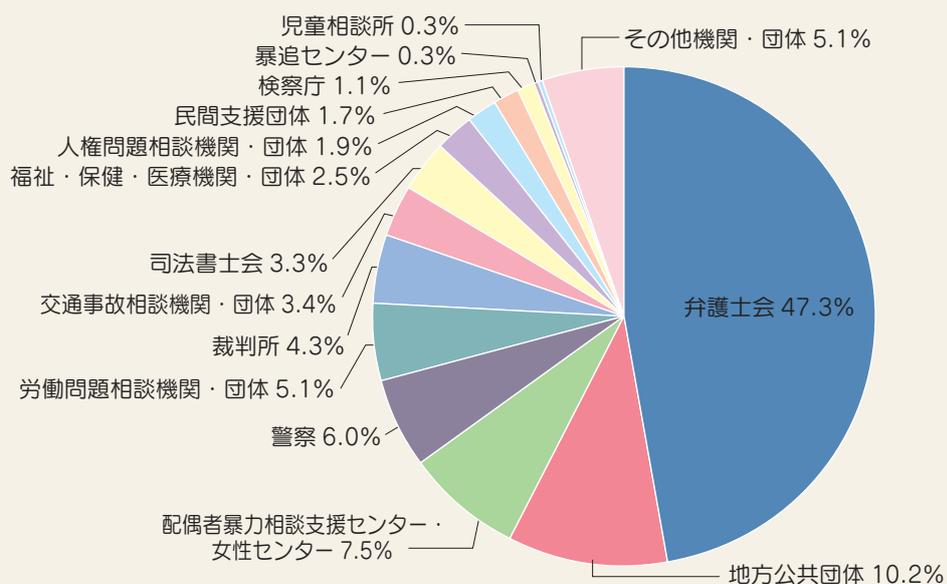


問い合わせ件数(実績管理1)	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別	その他	計
平成21年度	11.4%	3.7%	8.1%	2.5%	25.0%	0.7%	0.6%	-	1.1%	9.3%	3.2%	1.1%	6.0%	27.3%	100.0%
平成22年度	10.8%	4.1%	9.8%	3.1%	28.3%	0.7%	0.8%	-	1.2%	10.2%	3.3%	1.3%	6.9%	19.5%	100.0%
平成23年度	10.5%	4.4%	7.3%	3.1%	34.5%	1.3%	1.2%	0.3%	1.6%	10.7%	3.1%	0.9%	5.9%	15.2%	100.0%
平成24年度	10.2%	3.8%	5.2%	3.3%	36.0%	1.3%	1.3%	0.5%	1.5%	11.9%	2.7%	1.0%	6.1%	15.2%	100.0%
平成25年度	9.8%	4.4%	4.9%	3.6%	37.9%	1.3%	1.1%	0.6%	1.7%	13.1%	2.5%	0.7%	5.1%	13.3%	100.0%

## ウ 紹介先

平成25年度に地方事務所で対応したお問合せに対する紹介先は、弁護士会が47.3%と最も多く、これに次いで、地方公共団体、配偶者暴力相談支援センター、警察等を多く紹介している。

資料5-8 平成25年度地方事務所で対応したお問合せに対する紹介先



## エ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務について

### (ア) 弁護士数

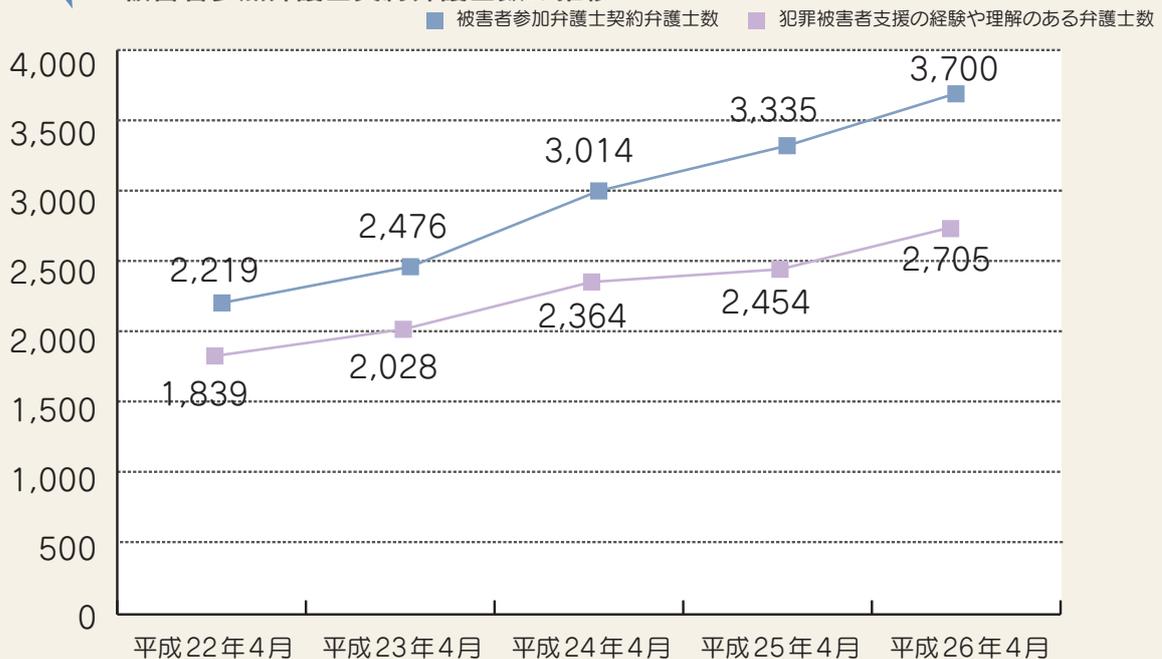
弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士は、資料5-9、5-10のとおり、平成26年4月1日現在で2,705名であり、前年度末より251名増加（約10.2%増）した。今後も関係機関との連携により、弁護士確保の取組みを進めていく。

資料 5-9 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

地方 事務所名	人数					増減数 平成22年4月1日~ 平成26年4月1日	地方 事務所名	人数					増減数 平成22年4月1日~ 平成26年4月1日
	平成22年 4月1日	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日			平成22年 4月1日	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	
東京	269	321	335	228	208	-61	岡山	29	27	42	41	50	21
神奈川	49	78	79	148	145	96	鳥取	11	10	21	21	24	13
埼玉	30	34	34	35	36	6	島根	13	16	17	20	23	10
千葉	43	56	102	92	111	68	福岡	177	187	196	217	226	49
茨城	39	43	49	54	55	16	佐賀	30	32	27	27	39	9
栃木	22	31	40	42	51	29	長崎	15	24	28	34	40	25
群馬	25	25	25	25	45	20	大分	30	42	49	51	53	23
静岡	34	38	52	77	76	42	熊本	18	26	27	25	25	7
山梨	15	14	27	32	38	23	鹿児島	29	27	28	30	43	14
長野	76	76	75	75	75	-1	宮崎	19	19	27	28	28	9
新潟	33	47	51	55	56	23	沖縄	11	11	11	11	35	24
大阪	90	91	97	96	102	12	宮城	19	24	31	31	65	46
京都	84	94	104	107	108	24	福島	21	27	35	25	24	3
兵庫	64	63	66	65	65	1	山形	20	19	30	31	29	9
奈良	20	21	21	44	46	26	岩手	28	27	26	24	24	-4
滋賀	10	10	17	18	19	9	秋田	33	32	32	38	38	5
和歌山	28	29	36	35	34	6	青森	20	21	22	21	24	4
愛知	71	81	106	107	115	44	札幌	41	44	81	91	105	64
三重	32	31	31	31	30	-2	函館	13	12	16	18	27	14
岐阜	21	22	36	39	39	18	旭川	6	5	7	16	14	8
福井	21	23	33	35	36	15	釧路	17	17	19	19	22	5
石川	28	27	32	40	40	12	香川	37	26	28	31	41	4
富山	11	11	11	11	16	5	徳島	23	23	36	35	48	25
広島	11	12	22	19	28	17	高知	18	17	12	20	22	4
山口	16	16	16	16	30	14	愛媛	19	19	19	23	32	13
合計	1,839	2,028	2,364	2,454	2,705	866							

資料 5-10

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数及び被害者参加弁護士契約弁護士数の推移



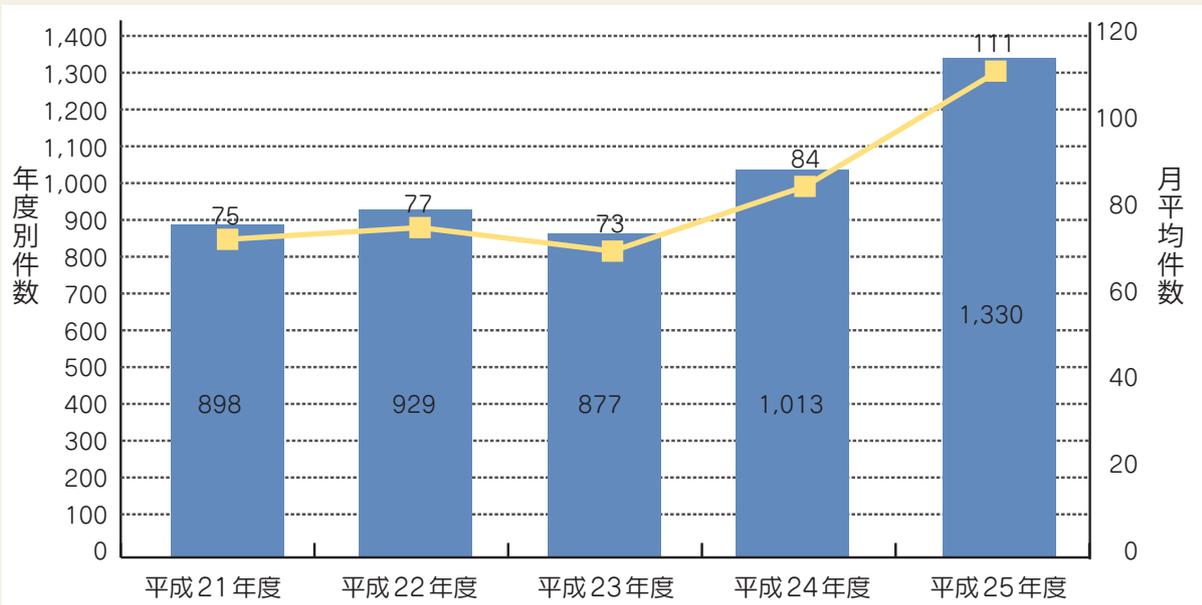
※被害者参加弁護士契約弁護士については5-3被害者国選弁護関連業務(136頁)で詳述

(イ) 紹介件数

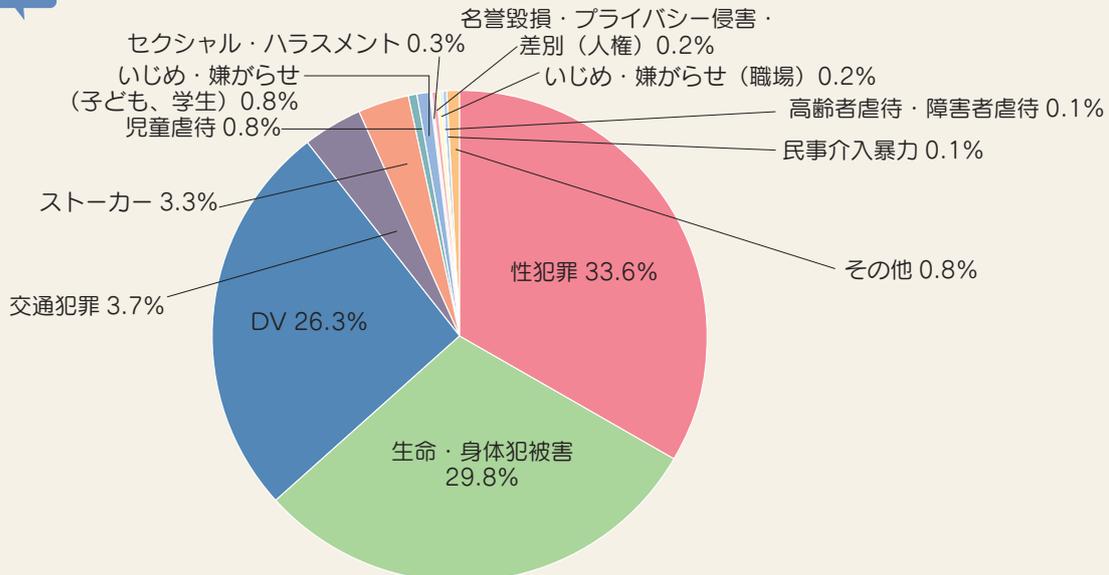
紹介件数及び被害種別内訳は、資料5-11、5-12のとおりである。年度ごとの件数は平成23年度は減少に転じたが、平成24年度から継続して増加しており、平成25年度は1,330件（前年度比約31.3%増）となった。今後も全国で弁護士を紹介する態勢の整備と拡充を図っていく。

弁護士を紹介した案件のおもな被害種別は、性被害、生命・身体犯被害、DVで、これらの被害種別で全体の89.7%を占めている。

資料5-11 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の年度別及び月平均件数の推移



資料5-12 平成25年度犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳



## 5-3 被害者国選弁護関連業務

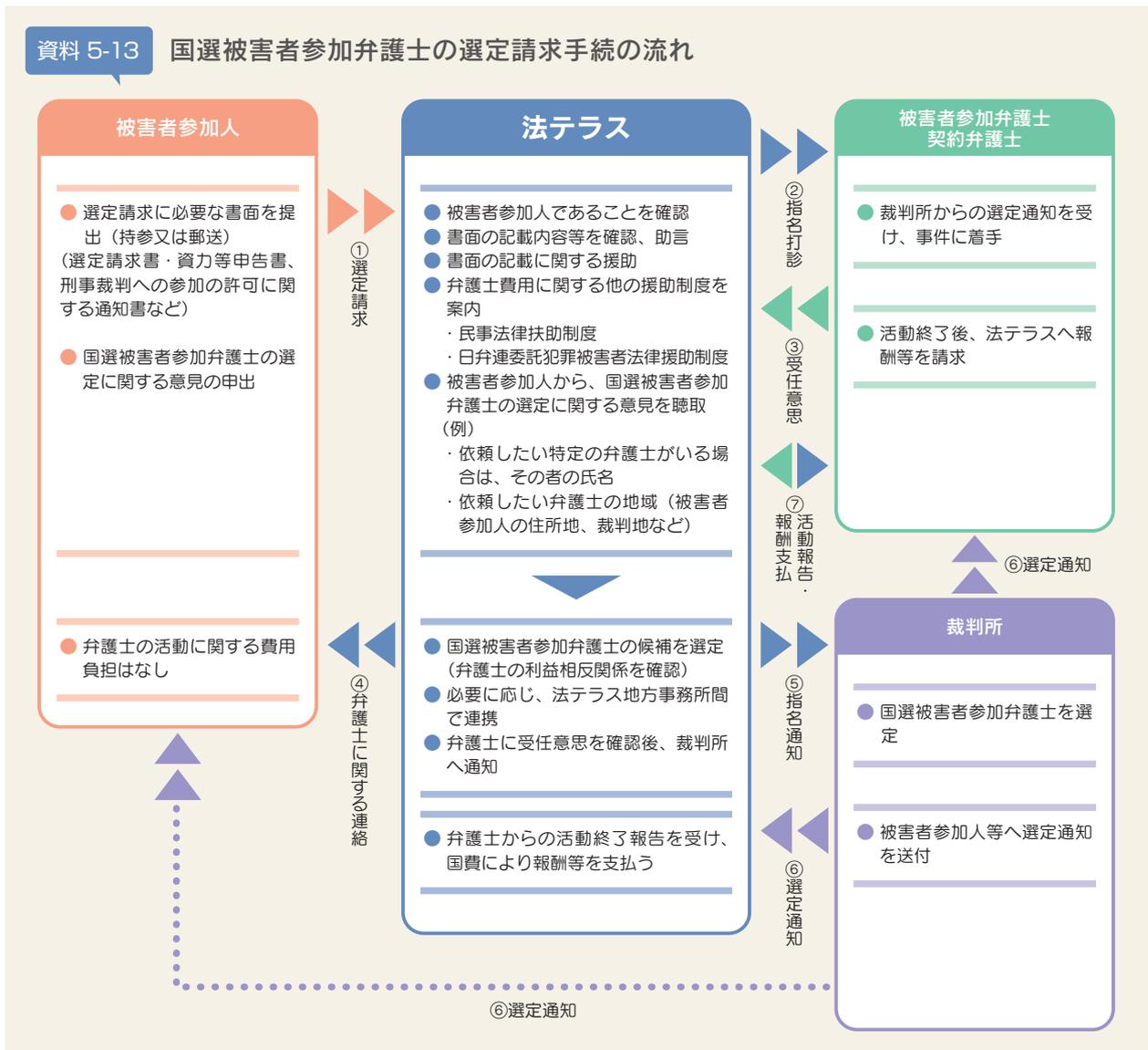
### (1) 被害者参加制度等の概要

被害者参加制度とは、一定の重大犯罪の被害者等が、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の重大犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ、強姦等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を認められた犯罪被害者等（被害者参加人）が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、全国の地方事務所において、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人の意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-13 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ



## (2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況

### ア 被害者参加弁護士契約弁護士

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、資料5-14及び前掲資料5-10のとおり平成26年4月1日現在で3,700名であり、前年度末より365名増加（約10.9%増）した。被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施のために、関係機関との連携の下で契約弁護士確保の取組みを進めていく予定である。

資料 5-14 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

地方 事務所名	人数					増減数 平成22年4月1日～ 平成26年4月1日
	平成22年 4月1日	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	
東京	237	283	335	363	<b>399</b>	162
神奈川	84	106	128	149	<b>163</b>	79
埼玉	43	52	59	54	<b>56</b>	13
千葉	79	76	114	161	<b>179</b>	100
茨城	46	52	76	82	<b>111</b>	65
栃木	22	40	56	64	<b>68</b>	46
群馬	39	40	51	52	<b>77</b>	38
静岡	37	38	43	44	<b>48</b>	11
山梨	19	18	28	34	<b>34</b>	15
長野	61	78	92	92	<b>119</b>	58
新潟	45	56	69	83	<b>83</b>	38
大阪	107	125	132	134	<b>137</b>	30
京都	62	57	91	122	<b>141</b>	79
兵庫	50	58	64	82	<b>84</b>	34
奈良	43	45	52	37	<b>42</b>	-1
滋賀	19	20	27	30	<b>30</b>	11
和歌山	26	28	35	34	<b>33</b>	7
愛知	79	79	110	117	<b>122</b>	43
三重	32	38	38	44	<b>50</b>	18
岐阜	19	20	27	32	<b>31</b>	12
福井	20	26	29	37	<b>42</b>	22
石川	30	30	38	39	<b>50</b>	20
富山	17	17	19	19	<b>20</b>	3
広島	52	58	88	91	<b>112</b>	60
山口	46	55	57	66	<b>65</b>	19
岡山	22	23	38	44	<b>53</b>	31
鳥取	23	21	23	23	<b>33</b>	10
島根	20	23	27	29	<b>29</b>	9
福岡	138	156	164	191	<b>199</b>	61
佐賀	30	37	37	50	<b>58</b>	28
長崎	58	60	68	71	<b>75</b>	17
大分	39	49	58	58	<b>60</b>	21
熊本	86	100	103	115	<b>131</b>	45
鹿児島	39	30	36	33	<b>34</b>	-5
宮崎	52	53	84	81	<b>82</b>	30
沖縄	26	27	29	30	<b>40</b>	14
宮城	25	35	43	44	<b>74</b>	49
福島	22	23	23	26	<b>32</b>	10
山形	26	32	36	37	<b>39</b>	13
岩手	28	25	25	36	<b>36</b>	8
秋田	15	14	18	25	<b>26</b>	11
青森	20	16	24	24	<b>34</b>	14
札幌	72	72	102	110	<b>126</b>	54
函館	15	16	20	26	<b>27</b>	12
旭川	24	28	38	43	<b>43</b>	19
釧路	24	28	34	39	<b>39</b>	15
香川	19	26	28	29	<b>28</b>	9
徳島	28	29	47	46	<b>43</b>	15
高知	19	23	20	31	<b>32</b>	13
愛媛	35	35	31	32	<b>31</b>	-4
合計	2,219	2,476	3,014	3,335	<b>3,700</b>	1,481

### イ 選定請求状況

制度施行（平成20年12月）から平成26年3月までに、計1,431件の選定請求を受け付けた。過去5年間の罪名別件数及び総件数に占める罪名別割合は資料5-15、5-16のとおりであり、強姦・強制わいせつ等が最も多く、全体の約4割を占めている。

司法統計によれば、通常第一審事件において、被害者参加が許可された者のうち国選被害者参加弁護士に委託した割合は30.7%である（平成21年～平成25年）。

資料 5-15 選定請求件数及び罪名内訳

罪 名	選定請求件数						
	合計	(割合)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
殺人(殺人未遂)	249	(17.8%)	50	40	45	67	47
傷害	206	(14.7%)	27	31	53	42	53
傷害致死	86	( 6.1%)	5	19	25	22	15
強姦・強制わいせつ等	520	(37.1%)	68	77	91	109	175
危険運転致死傷	27	( 1.9%)	3	3	2	5	14
業務上過失致死傷	6	( 0.4%)	1	3	1	0	1
重過失致死傷	3	( 0.2%)	3	0	0	0	0
自動車運転過失致死傷	188	(13.4%)	31	31	40	39	47
逮捕・監禁等	19	( 1.4%)	3	3	3	4	6
略取・誘拐等	7	( 0.5%)	2	1	1	1	2
人身売買	0	( 0.0%)	0	0	0	0	0
強盗致死傷・強盗強姦等	82	( 5.8%)	9	21	19	13	20
その他刑法犯	8	( 0.6%)	1	2	2	0	3
特別法犯	1	( 0.1%)	1	0	0	0	0
合計	1,402	100.0%	204	231	282	302	383

資料 5-16 通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった件数と  
国選被害者参加弁護士への委託人員数(司法統計による)

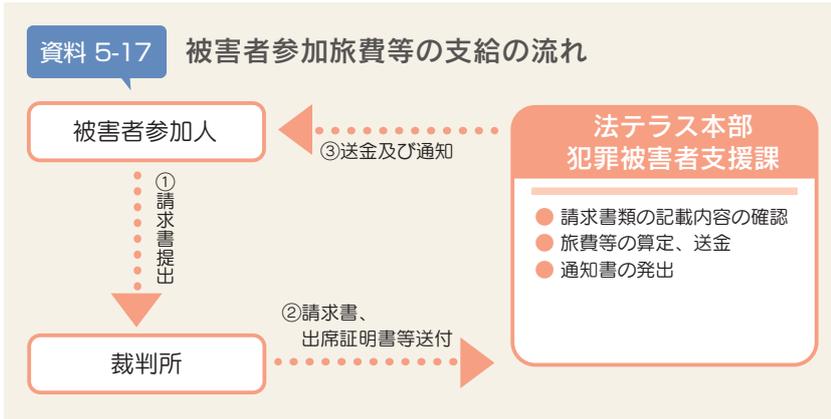
罪名	被害者参加を許可された人員数						国選被害者参加弁護士への委託人員数						国選率 (B/A)
	21年	22年	23年	24年	25年	合計(A)	21年	22年	23年	24年	25年	合計(B)	
殺人(殺人未遂)	51	126	145	115	112	549	21	58	60	66	67	272	49.5%
傷害	65	63	60	71	121	380	24	27	31	29	57	168	44.2%
傷害致死	31	32	53	80	90	286	14	22	34	33	41	144	50.3%
強姦・強制わいせつ等	60	107	113	140	188	608	33	66	74	90	140	403	66.3%
危険運転致死傷	6	23	14	19	50	112	0	13	2	4	13	32	28.6%
業務上過失致死傷	14	12	19	66	175	286	0	0	1	0	0	1	0.3%
重過失致死傷	3	5	0	3	3	14	2	1	0	0	0	3	21.4%
自動車運転過失致死傷	282	345	369	381	433	1,810	23	34	22	50	60	189	10.4%
逮捕・監禁等	0	3	1	3	10	17	0	0	0	0	3	3	17.6%
略取・誘拐等	3	2	2	7	2	16	1	0	1	4	2	8	50.0%
強盗致死傷・強盗強姦等	15	70	75	55	57	272	8	39	29	32	18	126	46.3%
その他刑法犯	9	7	21	17	7	61	5	5	15	9	3	37	60.7%
道路交通法違反	20	43	27	40	48	178	0	7	3	6	5	21	11.8%
その他特別法犯	1	1	3	3	2	10	0	0	3	1	1	5	50.0%
合計	560	839	902	1,000	1,298	4,599	131	272	275	324	410	1,412	30.7%

(注) 平成21年から平成25年の被害者参加の申出人数は4,663名であり、被害者参加の申出をした者のうち98.6% (4,599名) 参加が許可されている。

# 5-4 被害者参加旅費等支給業務

## (1) 被害者参加旅費等支給制度の概要

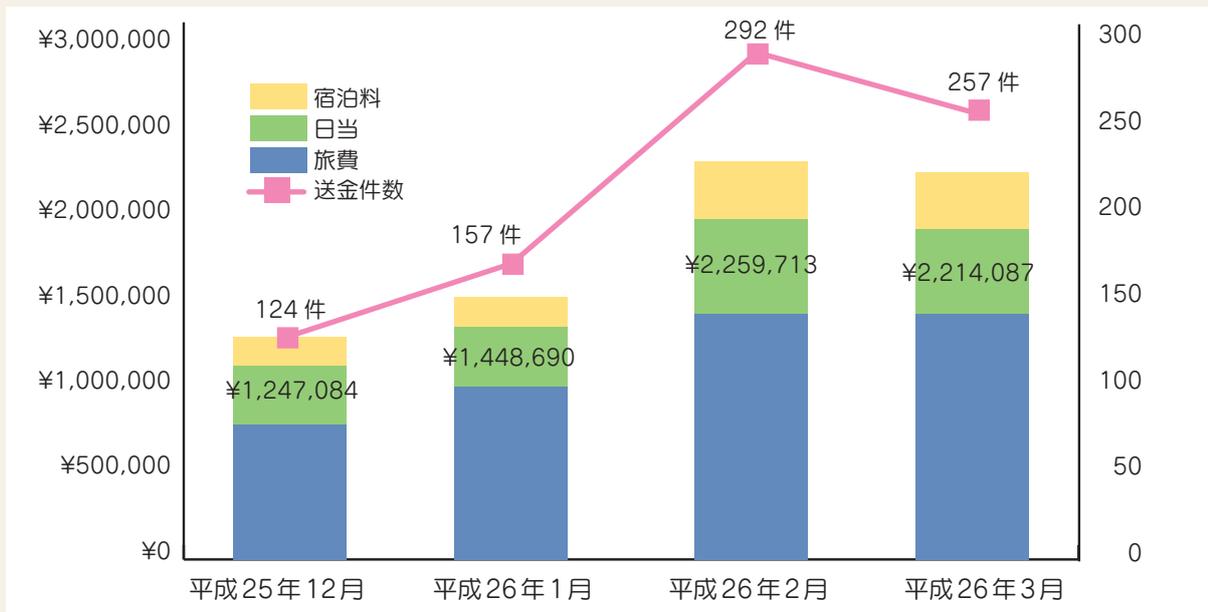
被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度である。資力等にかかわらず、すべての被害者参加人が利用できる。法テラスでは、本部犯罪被害者支援課において、旅費等の算定及び送金業務などを行っている。



## (2) 被害者参加旅費等支給業務の実績

制度開始（平成25年12月1日）から平成26年3月までに830件の送金を行った。

**資料 5-18 平成25年度被害者参加旅費等支給業務実績**



年月	請求件数	送金		旅費		日当		宿泊料	
		件数	金額 (円)						
平成25年12月	184	124	1,247,084	118	852,384	121	246,500	14	148,200
平成26年1月	190	157	1,448,690	156	1,001,990	151	300,900	10	145,800
平成26年2月	268	292	2,259,713	288	1,272,313	283	574,600	21	412,800
平成26年3月	297	257	2,214,087	251	1,342,587	248	518,700	18	352,800
計	939	830	7,169,574	813	4,469,274	803	1,640,700	63	1,059,600

